

# 交通局発注の随意契約に関する調査報告（第3次）概要版

平成27年1月  
大阪市

「交通局発注の随意契約調査の実施方針」に基づき、H25年度・26年度上半期における随意契約<sup>\*1</sup>及びH23・24年度の随意契約も追加<sup>\*2</sup>（入札等監視委員会委員の要請による）し、調査を実施、第2次調査報告により、一定の調査結果<sup>\*3</sup>をとりまとめるとともに、今回、補足的に調査<sup>\*4</sup>を実施しました。

調査結果をふまえた問題点に対する原因と背景は以下の点が考えられました。

- 随意契約チェック機能の不備
  - ・ 契約事務審査会の審議体制が不十分。
  - ・ 随意契約結果公表を行う事務執行体制が不十分。
  - ・ プロポーザル等方式について本市職員のみを審査委員とするなど審査方法が不適切。
- 職員のコンプライアンス意識の不足及び契約事務に関する知識の不足
  - ・ 適切な事務処理についての認識が不足。
  - ・ 契約事務に関する諸規程に関して、規程自体の整備漏れや規程に対する理解・知識の不足。

今回の調査報告では、これらの点をふまえて、交通局のみならず、大阪市全体での再発防止に向けた対応策・改善策の取組みの方向性をとりまとめました。

## 【 具体的な対応策・改善策 】

### 1 これまでの取組み

- ① 契約関係諸規程の改正
  - 公正契約職務執行マニュアル（H26年11月改正）
  - 大阪市公募型プロポーザル方式ガイドライン（H26年11月改正）
- ② 職員への研修の実施
  - 契約管財局主催（所属長・契約担当の課長級職員・実務担当者対象 314名受講）
  - 交通局主催（契約管財局職員派遣研修 交通局係長以上全職員対象 485名受講）

### 2 今後の取組みについて

- ① 全所属を対象とした取組み
  - 契約事務審査会の設置根拠規定の明確化（事務取扱いの風化の防止）  
契約事務審査会設置要綱を制定 【H26年度中実施予定】
  - 入札等監視委員会での各所属契約事務審査会審議状況のチェック強化（全件審議の徹底）  
審議件数のみでなく対象案件の母数の報告も要するなど 【H27年4月実施予定】
  - 契約事務研修の充実（再発防止の取組みの周知徹底とコンプライアンス意識の醸成）  
研修内容の充実と各所属への契約管財局職員派遣研修の積極的な展開 【H27年度～実施予定】
  - 関係ガイドライン等の改正（適正な随意契約についての理解・知識の向上）  
大阪市随意契約ガイドライン、公正契約職務執行マニュアルなど 【H26年度中実施予定】
- ② 交通局の独自取組み
  - 交通局契約事務審査委員会の審議体制強化（対象案件の全件審議） 【H26年度中実施予定 ※一部実施済み】  
外部委員の増員、開催回数の増加、審議状況のチェックの徹底、専任担当職員の配置など
  - 随意契約結果の公表の徹底 【H27年1月実施済み】  
局内ルールの再周知と公表手続のチェックの徹底、専任担当職員の配置
  - 公募型プロポーザル方式等の適正な手続きの徹底 【H27年1月実施済み】  
大阪市公募型プロポーザル方式ガイドラインによる手続きの徹底
  - 調達課での契約事務の一元実施 【H27年1月実施済み】 など

今後の対応については、上記再発防止に向けた取組みの進捗管理を行い、取組み実行の徹底に努めてまいります。

なお、別途外部監察チームが実施している調査結果についても、その結果が示された段階で、必要となる取組みについて検討を実施してまいります。

\*1 工事・物品・業務委託契約のうち随意契約によるもので、交通局職務権限規程に定める少額な契約（工事：50万円以下、物品・業務委託：10万円以下）を除く。

\*2 随意契約理由の審査を除く、事務処理上の問題の有無（①契約事務審査会での審議状況②随意契約の結果公表③プロポーザル方式等の事務取扱い）について実施。

\*3 調査結果（※2次報告抜粋）

(1) 事務処理上問題があるもの（規程整備もれや解釈誤り、事務手続きのミスなどによるもの）

① 契約事務審査会での調査・審議を行っていない案件

年度	H23	H24	H25	H26 上半期	計
交通局調達課で締結した契約	757件 /762件	981件 /991件	427件 /844件	288件 /491件	2,453件 /3,088件
交通局調達課以外の各課で締結した契約	57件 /57件	29件 /29件	28件 /28件	23件 /23件	137件 /137件
合計	814件 /819件	1,010件 /1,020件	455件 /872件	311件 /514件	2,590件 /3,225件

② 随意契約結果の公表がなされていない案件

年度	H23	H24	H25	H26 上半期	計
交通局調達課で締結した契約	309件 /762件	389件 /991件	306件 /844件	307件 /491件	1,311件 /3,088件
交通局調達課以外の各課で締結した契約	57件 /57件	29件 /29件	28件 /28件	23件 /23件	137件 /137件
合計	366件 /819件	418件 /1,020件	334件 /872件	330件 /514件	1,448件 /3,225件

③ プロポーザル・コンペ方式による手続きに改善が必要な案件

区分	H23	H24	H25	H26 上半期	計
契約事務審査会に公募型プロポーザル方式等の適用について付議されていない案件	7件 /7件	37件 /37件	24件 /24件	13件 /13件	81件 /81件
本市職員のみを委員として選定した案件	1件 /7件	3件 /37件	6件 /24件	6件 /13件	16件 /81件
選定結果（審査結果）の公表を行っていない案件	6件 /7件	33件 /37件	15件 /24件	1件 /13件	55件 /81件

(2) 随意契約理由の妥当性

種別（随意契約理由）	年度		計
	H25	H26 上半期	
①その性質又は目的が競争入札に適しないもの（第2号）	829件	494件	1,323件
②障害者支援施設等からの買入又は役務の提供（第3号）	1件	1件	2件
③緊急により競争入札ができないとき（第5号）	21件	9件	30件
④競争入札に付すことが不利と認められるとき（第6号）	21件	10件	31件
計	872件	514件	1,386件

( )内は、随意契約ができる場合の根拠規程（地方公営企業法施行令第21条の14第1項各号）

- ・上記については、書類上、一定の合理性が認められる。
- ・④のうち4件は、当初入札に付したが入札不調となるなど、急を要するためやむを得ず、近隣等の施工業者と随意契約を締結したものであるが、いずれも、契約事務審査会での調査・審議を行っておらず、競争性の確保や契約相手方選定方法など、随意契約の運用について検討が必要。

(3) 不適正な事案と認められるもの

事業名	契約年度	契約方式
110周年シンポジウム業務委託	H26	公募型プロポーザル方式

・平成26年11月18日付けの外部監査チームの報告書によると、審査委員である交通局職員Aの一連の言動は、本件プロポーザルの審査の公平性・透明性を害したことは確実であり、公正さに疑いを生じさせるものとしており、不適正な事案であると認定。

(4) 別途、調査を実施する必要があるもの

事業名	契約年度	契約方式
アートフェスタ・イベント	H25	特名随意契約

- ・事業者からの提案を受けた時点でイベントを実施する方針を決定し、その後、当該事業者と実施に向けた打ち合わせを行うとともに、準備等に着手することを口頭で約束したものであるが、これらの意思決定の公文書が存在せず、意思形成プロセスが不明確。
- ・また、本件イベントの契約は決裁文書上、平成25年5月1日付で起案し、5月16日付で決裁、5月17日付で契約を締結したことになっているが、実際は平成25年10月29日に起案・決裁し、同日に契約を締結。
- ・決裁文書上の契約の内容と成果物が一致していると解することは困難。支払額の根拠は事業者が負担した実費相当額やキャンセル料の負担ということであるが、支払手続きの正当性や金額の妥当性など市民に対して説明責任を果たしていく必要あり。

\*4 「交通局発注の随意契約に関する調査報告（第3次）別冊 調査結果」を参照